



赤磐市

協働のまちづくり指針 第3次アクションプログラム

【実施期間：令和2年度～令和4年度】

つながる！つなげる！ひろがる！たのしい！



市民生活部 協働推進課

■ 「第3次アクションプログラム」について

「赤磐市協働のまちづくり指針」を平成26年3月に策定し、その行動計画として「協働」を推進するための4つの柱により構成された「第1次アクションプログラム」（実施期間：平成26年度～平成28年度）、「第2次アクションプログラム」（実施期間：平成29年度～令和元年度）を定めました。また、「赤磐市協働のまちづくり事業検討委員会」を設け「アクションプログラム」の進捗状況の評価や検証を行い、施策の適正な進行管理に努めてきました。

地域の活性化と「協働のまちづくり」を推進することを目的として創設した「市民活動実践モデル事業」の実施や、若者のまちづくりへの参画を促す「若者まちづくり推進事業」、市民活動を活発にするための研修会・講演会の実施など、さまざまな事業を実施したところです。

今後も引き続き「協働」によるまちづくりの取組みを推進していくため、第1次、第2次の内容を受け継ぎ、以下のとおり「第3次アクションプログラム」の実施項目を定めます。

「第3次アクションプログラム」の実施期間は 令和2年度～令和4年度までとし、実施状況については、広報あかいわや市ホームページなどを活用し、定期的に公表していきます。

第3次アクションプログラム実施項目

1	市民・NPO・ボランティア支援
1	「協働のまちづくり」に関する相談支援機能の強化
2	「協働のまちづくり」に関する情報の発信
2	協働事業の仕組みづくり
1	地域づくり施策の推進
2	市民活動実践モデル事業の充実
3	まちづくりワークショップの開催
4	「未来世代」のまちづくりへの参画
5	協働のまちづくり事業検討委員会の組織化
3	人材育成
1	協働のまちづくり研修の開催
2	市職員研修の開催
3	協働のまちづくり庁内組織の充実

1 市民・NPO・ボランティア支援のためのアクションプログラム

項目	1-1 「協働のまちづくり」に関する相談支援機能の強化（継続）		
内容	市民活動に関する相談に、適切に対応できる機能を整える。組織づくりについて気軽に相談等ができる体制（市民活動の中間支援組織の力を活用）を整える。		
効果	相談内容に整合した窓口を紹介できる体制を整えることにより、市民活動の活発化と地域課題の解決の促進につながり多様な市民活動ができる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※中間支援組織・・・社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織

項目	1-2 「協働のまちづくり」に関する情報の発信（継続）		
内容	広報あかいわ・市ホームページ・SNSなどを活用し、「協働のまちづくり」に関する情報を発信する。		
効果	情報の共有により、「協働のまちづくり」の促進につながる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	実施	実施	実施

2 協働事業の仕組みづくりのためのアクションプログラム

項目	2-1 地域づくり施策の推進（第2次からの継続）		
内容	<p>「協働のまちづくり」の積極的な推進を図るため、地域性などを考慮した「協働のまちづくりあかいわスタイル」を研究する。行政と地域住民等の協働により、いろいろな世代の交流が実現した地域コミュニティの活性化をさらに促進し、困ったこと等があった場合は、地域の住民同士が支えあい・助け合うことのできる地域の形成を図る。また、市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者等の多様な主体と行政が役割と責任を分担して協働できる体制の充実を図り、共通する目的の実現や地域課題の解決を目指すことが可能な、つながりのある地域づくりを推進する。</p>		
<p>■赤磐市総合計画■</p> <p>重点戦略Ⅲ：多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る 支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム 重点施策〔支えあいによる地域のつながり〕 〔市民が主体のまちづくりの推進〕</p>			
効果	市民が主体の自立したまちづくりを推進し、地域に住む人が元気に生きがいを持って暮らし、その個性と能力が発揮される豊かな社会が実現する。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	検討	検討・実施	実施



協働のまちづくり指針

項目	2-2 市民活動実践モデル事業の充実（継続）		
内容	市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者等の多様な主体と行政が役割と責任を分担して協働できる体制の充実を図り、共通する目的の実現や地域課題の解決を目指す。		
■赤磐市総合計画■ 重点戦略Ⅲ：多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る 支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム 重点施策〔市民が主体のまちづくりの推進〕			
効果	人材がまちづくりに生かされ、より充実した体制が確立されることにより、「協働事業」が発展する。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	実施・制度点検	実施	実施

※市民活動実践モデル事業

- ①市民提案型・・・市民などによる地域課題解決のための協働による事業提案
- ②行政提案型・・・赤磐市が提示する地域課題解決のための協働による事業提案

項目	2-3 まちづくりワークショップの開催（継続）		
内容	各種の計画策定や具体的な課題の解決に向け、ワークショップを開催し市民意見の集約を図る。		
効果	人とのつながりができ「まちづくり」に関心が高まり、市の事業への市民参加が促進される。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	実施	実施	実施

※ワークショップ・・・体験型講座・研修、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法として用いられます。ワークショップには、さまざまな運営方法があります。

項 目	2-4 「未来世代」のまちづくりへの参画(新規)		
内 容	日頃市政に意見を出すことの少ない「未来世代(18歳~35歳の若者)」自らが、地域の課題解決に向けてワークショップや、イベントを企画立案・実践する経験をすることにより、若者の力を活かした「まちづくり」の推進を図る。		
効 果	人とのつながりができ「まちづくり」に関心が高まり、市の事業への市民参加が促進される。新しいニーズの発掘や、「未来世代」から情報発信を通じて、住みたくなるまちづくりにつながる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施(予定)	実施	実施	実施

項 目	2-5 協働のまちづくり事業検討委員会の組織化(継続)		
内 容	協働のまちづくり事業検討委員会を組織し、指針の普及・促進及びアクションプログラムの進捗状況の検証を行う。		
効 果	市民が施策の進捗状況を知ることができる。適切な進行管理を意識して業務に取り組むことができる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施(予定)	実施	実施	実施・検証

人形劇団 どんぶらこ 公演

(平成30年度市民活動実践モデル事業)

令和元年度 自分たちで引き続き活動を実施する。

市内幼稚園、小学校での活動

市外でも・・・。



3 人材育成のためのアクションプログラム

項目	3-1 協働のまちづくり研修の開催（継続）		
内容	まちづくりを担う人材の確保と市民主体による地域活動の活性化を図る。市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者等の多様な主体と行政が役割と責任を分担して協働できる体制の充実を図り、共通する目的の実現や地域課題の解決を目指す。		
<p>■赤磐市総合計画■ 重点戦略Ⅲ：多彩な人材の活躍により、地域が活性化しているまちを創る 支えあいを中心とした協働によるまちづくり推進プログラム 重点施策〔市民が主体のまちづくりの推進〕</p>			
効果	人とのつながりの輪を広げ、地域リーダーの育成と「協働」意識の向上につながる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	実施	実施	実施

項目	3-2 市職員研修の開催（継続）		
内容	市職員に向けた「協働」に関する講座及び研修会を開催する。 特に新入職員や若年層を重点的に、ワークショップなど座学だけではない内容で、協働の必要性を理解する。庁内推進担当者から、職員への協働事業への呼びかけをする。		
効果	「責任」と「役割分担」を明確にすることなどの「協働」の考え方の理解と、意識の向上と、実践を図る。 また、交渉力や調整力などのスキルを学び資質の向上を目指す。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施（予定）	実施	実施	実施

項目	3-3 協働のまちづくり庁内組織の充実（継続）		
内容	協働のまちづくり庁内組織設置要綱に基づき、全庁的に「協働のまちづくり」の推進を図る。今までの活動について庁内推進担当者が検証する。		
効果	第3次アクションプログラムへの理解を促す。市職員の「協働」意識の向上、各種事業への「協働」手法が活用される。これにより「協働」の気運が高まり幅広い活動が期待できる。		
計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施(予定)	研究・実施	実施	実施

※赤磐市協働のまちづくり推進庁内組織・・・本部長、副本部長、本部員
庁内推進担当者



令和元年度市民活動実践モデル事業
「農業マルシェ」（中央図書館）

協働とは？

本市では「協働」を次のように定義します。

「協働」とは、市民、地区・町内会、市民活動団体、企業、行政などが地域を良くするために、お互いの特性や能力を活かしながら協力して行動すること。

なぜ協働が必要なのか？

「協働」とは、これからの「まちづくり」に必要不可欠な手法の1つです。その必要性は概ね次のとおりまとめることができます。

■市民ニーズの複雑化・多様化

→「右肩上がり」の高度経済成長期を経て、我が国の社会経済構造は大きく変化しました。これに伴い、市民個人のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズもより複雑化・多様化しています。

■市民活動の活発化

→「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」への価値観の変化や「自己実現志向」の高まり、余暇時間の増大もあり、これまでの地域活動に加え、福祉・生涯学習・環境・教育・文化などの幅広い分野に対して、自主的・自発的に取り組もうとする個人や団体による市民活動が活発化しており、市民がまちづくりの担い手として社会的な役割を果たしていくことに大きな期待が寄せられています。

■新たな行財政運営への対応

→厳しい社会状況の中、市民と行政がそれぞれ責任感を持って役割を担う仕組みが求められています。

■地方分権の進展

→地域分権一括法の施行によって、地方行政に対する国の関与の在り方が見直され、国と地方公共団体の役割が明確となり、本格的な地方分権の時代が到来しました。これからの地方自治体は「自己決定・自己責任」のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民満足度の高い分権型社会を構築する必要に迫られています。

協働の分類

「協働」のまちづくりは、大きく次の2つに分類されます。

・市民と市民の協働

さまざまな市民同士が、それぞれの能力（人材・場所・情報・知恵・技など）を活かしながら、連携・協力して取り組むことです。単独で行うよりも、より効率的で効果的な事業の実施が可能となります。

また、共通の体験を通じて連帯感が育まれ、事業の達成感を共有できることから、まちづくりが大きく広がっていきます。

・市民と行政の協働

市民が企画運営する事業やイベントなどに行政がさまざまな手法で協力する形態と、市民が市の仕事に自ら協力する形の2つの形態があります。

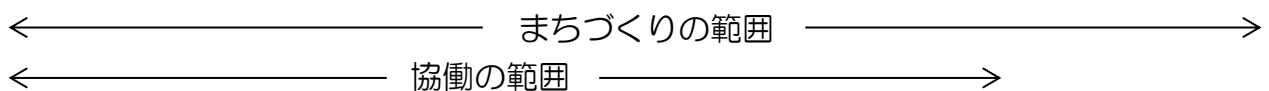
協働の範囲

協働の範囲は次のようにイメージできます。

- ①：市民と市民の協働
- ②：市民と行政の協働

【個人で実施する市民活動について】

→個人が単独で行う市民活動は「協働の範囲」には含まれませんが、「まちづくり」を支える大切な活動です。



市民と市民の協働	市民と行政の協働			行政の活動
市民主体	市民主導	双方同等	行政主導	行政主体
①	②			—
市民の責任と主体性によって行う領域	市民の主体性のもとに行政が協力する領域	市民と行政が対等に協力して行う領域	行政主導の活動で市民参加を求める領域	行政の責任と主体性によって行う領域
自主活動	後援・補助	共催 実行委員会	政策提言・委託 指定管理者制度	許認可など

- 市民と市民の協働の範囲 市民自らが行うもの
- 市民と行政の協働の範囲 市民と行政が協力して行うもの
- 行政の活動の範囲 行政が直接行うもの

市民と行政による協働の形態

「協働」で事業を行う場合にはさまざまな形態があり、ここでは市民と行政による協働事業の主な形態について紹介します。

形態	内容	効果
情報共有 情報交換	市民と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供・交換し、情報を共有します。協働はここから始まると言ってもよい、極めて重要な形態です。	お互いが情報を共有することにより、コミュニケーションの強化が図られるとともに、それらの情報を活用することにより、事業内容の充実などにつながります。
補助	市民が主体的に取り組む事業で、公益上必要であると認められる場合に、行政が資金を補助する形態です。	事業実施主体の自主性・自立性が尊重され、行政が対応困難な市民ニーズに対応できます。
共催 実行委員会	市民と行政が共に主催者となって、または実行委員会などを組織し、事業を行う形態です。	それぞれのノウハウ・人的ネットワークや資源を持ち寄り、市民や市民活動団体の視点で事業を企画・実施することができます。
後援	市民が主催するシンポジウムやイベントなどに対して、行政が後援という形式で名前を連ねる形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。
委託 指定管理者 制度	専門的な知識・技術・設備などを必要とする市の業務を市民に委託する方法です。	行政にない創造的で先駆的な企画やサービスの提供が期待できるとともに、それぞれが持つ専門性や柔軟性が発揮されることで、きめ細かで多様なサービスの提供が期待されます。
政策提言	市民が行政と事業を実施するにあたって、企画立案段階から目的や情報を共有し、提言や意見を取り入れる形態です。	行政にない発想や考え方を市の施策に反映することができます。また、市民の市政への参画意識の醸成が図られます。

協働の原則

「協働」で事業を実施する場合、次の原則を共通認識する必要があります。

(1) 目的共有の原則

協働によるまちづくりは「課題認識」から始まり、何のために「協働」をするのか、その目的をお互いに共有することが前提となります。達成すべき目的を明確にし、お互いが協力・連携してまちづくりに取り組みます。

(2) 相互理解の原則

協働によるまちづくりは、お互いの立場や違いを正しく理解したうえで、協力してまちづくりに取り組むことが必要となります。それぞれの共通点や相違点を見極め、できることとできないことを認めあいます。

(3) 対等の原則

協働によるまちづくりは、お互いが対等な関係であることが重要となります。自立性を尊重し、どちらかが下請けとなることなく、横の関係にあることを常に認識し、課題解決にあたることが重要です。

(4) 自主性、自立性尊重の原則

協働によるまちづくりは、お互いがまちづくりの主体であるという認識のもとに、役割と責任を分担してまちづくりを進める必要があります。もたれ合う関係ではなく、お互いに支え合う関係を保ちます。

(5) 公開性・透明性・公平性の原則

協働によるまちづくりは、それぞれが持つ情報を共有することも大切です。お互いに情報提供を行うことはもちろんのこと、第三者に対しても積極的に公開し、活動の透明性を確保するように努めます。

(6) 評価の原則

協働で実施した事業は、協働のまちづくりの発展・改善のために、市民の納得度の視点で評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

協働に期待される効果

「協働」に取り組むことで、次の効果が期待できます。

- 多様な市民ニーズや地域課題への対応が可能となります
→公平で均一なサービスの提供を基本とする行政だけでは対応が難しくなった市民ニーズや地域ごとの課題に対して、きめ細かな対応や柔軟なサービスの提供が可能となります。
- 社会貢献や自己実現の機会、活躍の場づくりにつながります
→まちづくりに関わりたいという自発的な市民が増えています。「協働」による社会貢献活動は、個人が身につけた知識や技能などを自己実現に活かす機会、活躍の場づくりになります
- 私たちのまちを自らで良くしようという意識が高まります
→協働が進むことで、市民、地区・町内会、市民活動団体、企業、行政などの絆が強まります。あわせて、私たちのまちを自ら良くしていこうという住民自治の意識が高まります。

まずはできることから・・・

住みよいまちを築くために、まずはできることから始めましょう。

一人ひとりの一歩は、きっと大きな力となるはずです。

「協働のまちづくり」の主役は、あなた自身です。



赤磐市 第3次 協働のまちづくり指針 アクションプログラムは、
SDGsの17の目標のうち、11「住み続けられるまちづくりを」と、17「パート
ナーシップで目標を達成しよう」に取り組んでいます。

第3次 協働のまちづくり指針 アクションプログラム

令和2年3月

赤磐市協働のまちづくり事業検討委員会・赤磐市（協働推進課）

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344
TEL 086-955-1114
FAX 086-955-1353
E-mail Kyodo@city.akaiwa.lg.jp